

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国政府とコートジ
ボワール共和国政府との間の協定

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の協定

日本国及びコートジボワール共和国（以下「両締約国」という。）は、

両締約国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

一方の締約国の投資家による他方の締約国の領域における投資を拡大するための安定した、衡平な、良好な及び透明性のある条件を更に作り出すことを意図し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

両締約国間の投資を促進する上で労働者と使用者との間の協調的な関係が重要であることを認識して、次のとおり協定した。

第一章 投資

第一条 定義

この協定の適用上、

(a) 「投資財産」とは、投資家が直接又は間接に所有し、又は支配する全ての種類の資産をいい、次のものを含む。

- (i) 企業及び企業の支店
- (ii) 株式、出資その他の形態の企業の特分
- (iii) 債券、社債、貸付金その他の債務証書
- (iv) 先物、オプションその他の派生商品
- (v) 契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利
- (vi) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権
- (vii) 知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）

(iii) 法令又は契約によって与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査及び探掘のための権利を含む。）

(ix) 他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

(b) 「投資に関する合意」とは、一方の締約国の中央又は地方の政府又は当局と他方の締約国の投資家又はその投資財産であつて当該一方の締約国の領域にある企業であるものとの間の書面合意であり、当該投資家又は当該投資財産が当該一方の締約国における投資財産の設立又は取得に当たり依拠するものをいう。

(c) 「書面合意」とは、両当事者によつて作成される書面による合意であつて、当該両当事者の間に権利及び義務を創設し、かつ、第二十三条11(b)の規定に基づく適用される法令により当該両当事者に対して拘束力を有するもの（単一の文書によるものであるか、複数の文書によるものであるかを問わない。）をいう。この場合において、

(i) 行政当局若しくは司法当局の一方的な行為（例えば、締約国がその規制権限のみに基づいて与える

許可、免許又は承認）又は政令、命令若しくは判決のみをもって、書面合意であるとはされない。

(ii) 行政上又は司法上の同意判決又は同意命令は、書面合意であるとはされない。

(d) 「締約国の投資家」とは、次の者であつて、他方の締約国の領域において投資を行おうとし、行つており、又は既に行つたものをいう。

(i) 締約国の法令によりその国籍を有する自然人

(ii) 締約国の企業

(e) 「企業」とは、営利目的であるかどうかを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体（社団、信託、組合、個人企業、合併企業、団体、組織及び会社を含む。）をいう。

(f) 「締約国の企業」とは、締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される企業をいう。

(g) 「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。

(h) 「領域」とは、

(i) 日本国については、日本国の領域並びに日本国が国際法に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

(ii) コートジボワール共和国については、その領土、内水、領海及びこれらの上空並びに排他的経済水域及び大陸棚であつてコートジボワール共和国が国際法に従い海中、海底及びその下における天然資源、生物資源及び鉱物資源の探査及び採掘のために主権的権利を行使するものをいう。

(i) 「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。

(j) 「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

(k) 「ライセンス契約」とは、技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識の移転に関するライセンス契約をいう。

(1) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

(m) 「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一C 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう。

(n) 「申立人」とは、一方の締約国の投資家であつて、他方の締約国との間の投資紛争の当事者であるものをいう。

(o) 「被申立人」とは、投資紛争の当事者である締約国をいう。

(p) 「一方の紛争当事者」とは、申立人又は被申立人をいう。

(q) 「紛争当事者」とは、申立人及び被申立人をいう。

(r) 「非紛争締約国」とは、投資紛争の当事者でない締約国をいう。

(s) 「ICSID」とは、投資紛争解決国際センターをいう。

(t) 「ICSID追加的制度規則」とは、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則をいう。

(u) 「ICSID条約」とは、千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約をいう。

(v) 「ニューヨーク条約」とは、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約をいう。

(w) 「UNCITRAL仲裁規則」とは、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則をいう。

第二条 内国民待遇

- 1 一方の締約国は、自国の領域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。
- 2 1の規定は、一方の締約国が、自国の領域における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該投資家の権利を実質的に害するものであつてはならない。

第三条 最恵国待遇

一方の締約国は、自国の領域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。この条に規定する待遇には、国際協定に規定する国際的な紛争解決のための手続又は制度を含まない。

第四条 待遇に関する最低基準

一方の締約国は、自国の領域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に基づく待

遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

第五条 裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の領域において、他方の締約国の投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、当該他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第六条 特定措置の履行要求の禁止

1 いずれの一方の締約国も、自国の領域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、次の事項の要求を課し、又は強制することができず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制することができない。

- (a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。
- (b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
- (c) 自国の領域において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の自然人若しくは企業から物品若しくはサービスを購入すること。

- (d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。
- (e) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。
- (f) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。
- (g) 特定の国籍を有する者を役員、理事又は取締役任命すること。
- (h) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の領域内の自然人又は企業に移転すること。
- (i) 当該投資家と自国の領域内の自然人又は企業との間で任意に締結されるライセンス契約（既に締結されたものかどうかを問わない。）について次の事項を採用すること。ただし、当該一方の締約国が政府の権限の行使として、次の事項の要求を課し、又は次の事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合に限る。
 - (i) 当該ライセンス契約の下での使用料に係る一定の率又は額
 - (ii) 当該ライセンス契約の有効期間に係る一定の期間

(j) 自国の領域に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。

(k) 一定の数又は割合の自国民を雇用すること。

(l) 自国の領域において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。

(m) 当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の領域のみから供給すること。

2 いずれの一方の締約国も、自国の領域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、次の事項を要求し、これに従うことを求めることができない。

(a) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(b) 自国の領域において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の自然人若しくは企業から物品を購入すること。

(c) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(d) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の領域における販売を、

輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(e) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。

3 (a) 2のいかなる規定も、一方の締約国が、自国の領域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に
関し、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の領域において、生産拠点を設け、サービス
を提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究開発を
行うことを要求し、これに従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。

(b) 1 (h)の規定は、貿易関連知的所有権協定に反しない態様で行われる知的財産権の移転に関する要求で
ある場合には、適用されない。

(c) 1 (h)及び(i)の規定は、競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が1
(h)又は(i)に規定する事項の要求を課し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合
には、適用されない。

(d) 2 (a)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課する要件であって、特惠的な関税又は特惠
的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。

4 1及び2の規定は、これらの規定に定める要求以外のいかなる要求についても、適用しない。

第七条 適合しない措置

1 第二条、第三条及び前条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 次の機関により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置であつて、附属書Ⅰの各締約国の表に記載するもの

(i) 締約国の中央政府

(ii) 日本国の都道府県又はコートジボワール共和国の分権化された地方自治体

(b) (a)(ii)に規定する都道府県又は分権化された地方自治体以外の地方公共団体により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置

(c) (a)及び(b)に規定する措置の継続又は即時の更新

(d) (a)及び(b)に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第二条、第三条及び前条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）

2 第二条、第三条及び前条の規定は、締約国が附属書Ⅱの自国の表に記載する分野又は活動に関して採用

し、又は維持する措置については、適用しない。

3 いずれの一方の締約国も、附属書Ⅱの自国の表の対象となる措置をこの協定の効力発生の日の後に採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。

4 一方の締約国は、この協定の効力発生の日の後に、附属書Ⅰの自国の表に記載する現行の適合しない措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書Ⅱの自国の表に記載する分野若しくは活動に関する新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、その改正若しくは修正又は当該新たな若しくは一層制限的な措置の実施の前に（例外的な状況においてはその後でできる限り速やかに）、次のことを行う。

(a) 当該改正若しくは修正又は当該措置の詳細な情報を他方の締約国に通報すること。

(b) 他方の締約国の要請があった場合には、相互の満足を確保することを目的として当該他方の締約国と誠実に協議を行うこと。

5 各締約国は、適当な場合には、附属書Ⅰ及び附属書Ⅱの自国の表に掲げる適合しない措置を削減し、又は撤廃するよう努める。

6 第二条及び第三条の規定は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条の規定に基づく義務の例外又は特別の取扱いとして貿易関連知的所有権協定第三条から第五条までに明示的に規定する範囲内にあるいかなる措置についても、適用しない。

7 第二条、第三条及び前条の規定は、締約国が政府調達に関して採用し、又は維持するいかなる措置についても、適用しない。

第八条 透明性

1 各締約国は、自国の法令、行政上の手続、一般に適用される行政上及び司法上の決定並びに国際協定であつて、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に入手可能なものとする。

2 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する事項に関して、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に対して情報を提供する。

3 1及び2の規定は、締約国に対し、秘密の情報であつて、その開示が法令の実施を妨げ、若しくは公共の利益に反することとなり、又はプライバシー若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開

示を義務付けるものと解してはならない。

第九条 腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及び阻止するため、措置をとり、及び努力を払うことを確保する。

第十条 投資家の入国、滞在及び居住

一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在する希望を有する他方の締約国の国籍を有する自然人並びに当該他方の締約国の企業が雇用する従業員並びに当該他方の締約国の企業の役員、理事及び取締役の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の法令に従い、好意的な考慮を払う。

第十一条 収用及び補償

1 いずれの一方の締約国も、自国の領域にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての要件を満たす場合は、この限りでない。

- (a) 公共の目的のためのものであること。
 - (b) 差別的なものでないこと。
 - (c) 2から5までの規定に従って行われる迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。
 - (d) 正当な法の手続に従って実施するものであること。
- 2 補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の際における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。
- 3 補償については、遅滞なく支払うものとし、収用の日から支払の日までに発生した商業的に妥当な金利に基づく利子を含むものとし、実際に換価すること及び自由に移転することができるものとする。
- 4 支払が自由利用可能通貨によって行われる場合には、支払われる補償には、収用の日から支払の日までに発生した利子であつて、当該自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくものを含める。
- 5 締約国が自由利用可能通貨以外の通貨によって支払うことを選択する場合には、支払われる補償は、(a)に規定する市場価格に(b)に規定する利子を加えた額を支払の日の市場における為替相場により当該自由利

用可能通貨以外の通貨に換算した額を下回らないものとする。

(a) 収用の日における公正な市場価格であつて、その日の市場における為替相場により自由利用可能通貨に換算したもの

(b) 収用の日から支払の日までに発生した利子であつて、(a)の自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくもの

6 この条の規定は、貿易関連知的所有権協定に基づく知的財産権に関する強制実施許諾の付与又は知的財産権の取消し、制限若しくは創設については、当該付与又は当該取消し、制限若しくは創設が貿易関連知的所有権協定に適合する限りにおいて、適用しない。

第十二条 損失又は損害に対する補償

1 一方の締約国は、武力紛争又は自国の領域における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事件その他の緊急事態により、自国の領域にある投資財産に関して損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていづれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2 1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、当該支払については、実際に換価すること、自由に移転すること及び市場における為替相場により自由利用可能通貨に自由に交換することができるとする。

3 いずれの締約国も、第十五条2の規定に従ってとる措置を理由として、1の規定に基づく義務を免除されない。

第十三条 代位

一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の領域にある当該投資家の投資財産に関連する損害の填補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となった当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への移転を承認し、かつ、当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の移転に基づき当該一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及び当該支払に係る資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。

第十四条 本国への送金及び資金の移転

1 一方の締約国は、自国の領域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の領域に向け又は自国の領域から、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものの移転を含める。

- (a) 当初の資金及び投資財産を維持し、又は増大させるための追加的な資金
- (b) 利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる収益
- (c) 契約に基づいて行われる投資財産に関連する支払（融資の返済を含む。）
- (d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入
- (e) 当該一方の締約国の領域にある投資財産に関連する活動に従事する当該一方の締約国外から赴任した者が得る収入その他の報酬
- (f) 第十一条及び第十二条の規定に従って行われる支払
- (g) 紛争の結果として生ずる支払

2 各締約国は、更に、資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により当該資金の移転の日の市場

における為替相場で行われることを確保する。

3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

- (a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護
- (b) 証券、先物、オプション又は派生商品の発行、交換又は取引
- (c) 刑事犯罪
- (d) 法執行当局又は金融規制当局を支援するために必要である場合には、通貨その他の支払手段の移転に関する報告又は記録の保存

(e) 裁決手続における命令又は判決の履行の確保

第十五条 一般的例外及び安全保障のための例外

1 この協定のいかなる規定も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置を、自国の領域における他方の締約国の投資家及びその投資財産に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は偽装した制限となることとなる態様で適用しないことを条件

とする。

(a) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(b) 公衆の道德の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置。もつとも、公の秩序を理由とする例外は、社会の基本的な利益のうちのいずれかに対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。

(c) この協定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

(i) 欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii) 個人の情報を処理し、及び公表することに関連するプライバシーの保護又は個人の記録及び勘定の

秘密の保護

(iii) 安全

(d) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとる措置

2 第十二条3の規定に従うことを条件として、この協定のいかなる規定も、締約国が次の措置を採用し、

又は実施することを妨げるものと解してはならない。

- (a) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次の措置
 - (i) 戦時、武力紛争の時その他の自国又は国際関係における緊急時にとる措置
 - (ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置
- (b) 国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従ってとる措置

第十六条 一時的なセーフガード措置

- 1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、国境を越える資本取引及び投資財産に関連する取引のため
の支払又は資金の移転（第十四条に規定する資金の移転を含む。）について制限的な措置を採用し、又は維持することができる。

- (a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合
- (b) 資本の移動が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替に係る政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある例外的な場合

- 2 1に規定する制限的な措置は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (a) 他方の締約国に対し、第三国よりも不利でない待遇を与えるよう適用されるものであること。
- (b) 国際通貨基金協定に適合するものであること。
- (c) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。
- (d) 一時的なものであり、かつ、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

(e) 他方の締約国に対して速やかに通報されるものであること。

(f) 他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対して不必要な損害を与えることを避けるものであること。

3 一方の締約国は、1の規定に基づく措置を採用した場合において、他方の締約国の要請があつたときは、自国が採用した制限の見直しのため、当該他方の締約国と協議を開始する。

第十七条 信用秩序の維持のための措置

1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、

又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。

- 2 締約国は、1の規定に基づいてとる措置がこの協定に適合しない場合には、当該措置をこの協定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。

第十八条 知的財産権

- 1 両締約国は、知的財産権への十分かつ効果的な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産の保護に関する制度の効率性及び透明性を促進する。この目的のため、両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、速やかに協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、他方の締約国の投資家の投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するために、自国の法令に従い、適当な措置をとる。

- 2 この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であって両締約国が当事国であるものに基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

- 3 この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定であって自国が当事国であるものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約

国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

第十九条 租税に係る課税措置

1 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、抵触する限りにおいて、当該租税条約が優先する。

2 この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、自国の法令又は自国が当事国である租税条約により自国の投資家及びその投資財産又は第三国の投資家及びその投資財産に与えている租税に関する特別の利益を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

第二十条 健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準

一方の締約国は、健康、安全若しくは環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める。一方の締約国は、自国の領域における他方の締約国及び第三国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段としてそのような措置又は基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第二十一条 利益の否認

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該他方の締約国の企業との取引を禁止するもの又は当該他方の締約国の企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国又は自国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、当該他方の締約国の企業が当該他方の締約国の領域において実質的な事業活動を行っていないときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

3 この条の規定の適用上、

(a) 企業が投資家によって「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(b) 企業が投資家によって「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

第二章 紛争解決

第二十二条 両締約国間の紛争の解決

1 一方の締約国は、この協定の実施に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。

2 この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であつて、外交交渉によつても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、紛争ごとに次の方法によつて構成する。各締約国は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から六十日以内に、各一人の仲裁委員を任命する。このようにして任命された二人の仲裁委員は、両締約国の承認により仲裁委員長となる者として任命される第三の仲裁委員を選定する。ただし、当該第三の仲裁委

員は、いずれの締約国の国民であつてもならない。仲裁委員長は、他の二人の仲裁委員の任命の日から六十日以内に任命される。

3 2に定める必要な任命が2に規定する期間内に行われなかった場合には、いずれの締約国も、別段の合意がある場合を除くほか、ハーグの常設仲裁裁判所事務総長に対し当該任命を行うよう要請することができらる。

4 仲裁委員会は、両締約国との協議の後、自己の手続規則を定める。仲裁委員会は、この協定並びに対象となる事項に適用可能な国際法の規則及び原則に従つて紛争について決定を行う。仲裁委員会は、合理的な期間内に投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

5 各締約国は、自国が選定した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。

第二十三条 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1 申立人と被申立人との間に投資紛争が生ずる場合には、両者は、まず、協議及び交渉（拘束力を有しな

い第三者による手続の利用を含めることができる。〕を通じて当該投資紛争を解決するよう努めるべきである。

2 一方の紛争当事者が、協議及び交渉によって投資紛争が解決されないと認める場合には、申立人は、次のことを行うことができる。

(a) 自己のために、次の(i)及び(ii)に規定する事項から成る請求をこの条の規定による仲裁に付託すること。

(i) 被申立人が次のいずれかに違反したこと。

(A) 前章の規定に基づく義務

(B) 当該申立人が当事者である投資に関する合意

(ii) (i)に規定する違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該申立人が被ったこと。

(b) 当該申立人が直接又は間接に所有し、又は支配している法人である被申立人の企業のために、次の(i)及び(ii)に規定する事項から成る請求をこの条の規定による仲裁に付託すること。

(i) 被申立人が次のいずれかに違反したこと。

(A) 前章の規定に基づく義務

(B) 当該企業が当事者である投資に関する合意

(ii) (i)に規定する違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該企業が被ったこと。

3 申立人は、被申立人に対し、この条の規定による仲裁に請求を付託する少なくとも九十日前に、そのような付託の意図の書面による通知（以下「付託の意図の通知」という。）を送付する。付託の意図の通知には、次の事項を明記する。

(a) 当該申立人の氏名又は名称及び住所並びに2(b)の規定によって付託する請求の場合には2(b)に規定する企業の名称、住所及び設立場所

(b) 各請求について、違反があったとされる前章の条項又は投資に関する合意の条項その他関連する条項

(c) 各請求に関する法的根拠及び事実に係る根拠

(d) 当該申立人が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算

4 申立人は、請求を生じさせる事態の発生から六箇月が経過したことを条件として、2に規定する請求を次のいずれかの仲裁に付託することができる。

(a) ICSID条約による仲裁。ただし、両締約国がICSID条約の当事国である場合に限る。

(b) ICSID追加的制度規則による仲裁。ただし、いずれか一方の締約国のみがICSID条約の当事国である場合に限る。

(c) UNCITRAL仲裁規則による仲裁

(d) 紛争当事者が合意する場合には、他の仲裁機関又は仲裁規則による仲裁

5 この条の規定による仲裁については、請求は、次のいずれかの時に付託されたものとみなす。

(a) 申立人による仲裁の請求であつて、ICSID条約第三十六条1に規定するものをICSID事務局長が受領した時

(b) 申立人による仲裁の請求であつて、ICSID追加的制度規則付表C第二条に規定するものをICSID事務局長が受領した時

(c) 申立人による仲裁に関する通知であつて、UNCITRAL仲裁規則第三条に規定するものを、UNCITRAL仲裁規則第二十条に規定する請求の陳述書とともに被申立人が受領した時

(d) 4(d)の規定により他の仲裁機関又は仲裁規則による仲裁が選択された場合には、申立人による当該仲

裁に関する通知を被申立人が受領した時。ただし、当該仲裁機関又は当該仲裁規則において別段の定めがある場合は、この限りでない。

6 各締約国は、この協定の規定に従ってこの条の規定による仲裁に請求を付託することに同意する。

7 6の規定にかかわらず、この条の規定による仲裁への請求の付託は、申立人が2の規定によって申し立てられる違反が発生したこと及び2(a)の規定によって付託する請求の場合には申立人、2(b)の規定によって付託する請求の場合には2(b)に規定する企業が損失又は損害を被ったことを知った又は知るべきであった最初の日から三年が経過した場合には、行うことができない。

8 この条の規定による仲裁への請求の付託は、次の(a)又は(b)に規定する場合に該当するときを除くほか、行うことができない。

(a) 2(a)の規定によって付託する請求については、次の(i)及び(ii)に規定する条件を満たす場合

(i) 申立人が、この条に定める手続に従って仲裁が行われることにつき、書面により同意すること。

(ii) 申立人が、いずれかの締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手

続において、2(a)(i)に規定する違反を構成するとされる措置に関する手続を開始し、又は継続する権

利を書面により放棄すること。

(b) 2 (b)の規定によって付託する請求については、次の(i)及び(ii)に規定する条件を満たす場合

(i) 申立人及び2 (b)に規定する企業の双方が、この条に定める手続に従って仲裁が行われることにつき、書面により同意すること。

(ii) 申立人及び2 (b)に規定する企業の双方が、いずれかの締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手続において、2 (b)(i)に規定する違反を構成するとされる措置に関する手続を開始し、又は継続する権利を書面により放棄すること。

9 8 (a)(ii)又は(b)(ii)の規定に従って行われる放棄は、仲裁廷が3、4、7若しくは8に規定する要件が満たされないこと又は他の手続上の若しくは管轄権に関する根拠に基づいて請求を却下する場合には、その効力を失う。

10 8 (a)(ii)及び(b)(ii)の規定にかかわらず、申立人又は2 (b)に規定する企業は、被申立人の法律の下にある行政裁判所又は司法裁判所において、暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）の申立てを行い、又は当該申立てに係る手続を継続することができる。

11 (a) 仲裁廷は、2 (a) (i) (A) 又は (b) (i) (A) の規定により請求が付託される場合には、この協定及び関係する国際法の規則に従って、係争中の事案について決定する。

(b) 仲裁廷は、2 (a) (i) (B) 又は (b) (i) (B) の規定により請求が付託される場合には、次のものを適用する。

(i) 関連する投資に関する合意に規定する法規その他紛争当事者が合意する法規

(ii) 法規が規定されていない場合その他紛争当事者により合意されていない場合には、被申立人の法令（法の抵触に関する規則を含む。）

12 被申立人は、非紛争締約国に次のものを送付する。

(a) 申立人による仲裁に関する通知又は仲裁の請求（2 に規定する請求が付託された日の後三十日以内に送付する。）

(b) 仲裁において提出された全ての主張書面の写し

13 非紛争締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った上で、この協定の解釈に関する問題につき仲裁廷に対して意見を提出することができる。

14 被申立人は、この条の規定による仲裁において、抗弁、反対請求若しくは相殺として、又はその他の目

的のために、申立人が申し立てられた損害の全部又は一部に対する填補その他の補償を保険契約又は保証契約に基づいて既に受領したこと又は将来受領することを主張してはならない。

15 仲裁廷は、次の事項についてのみ裁定を下すことができる。

(a) 被申立人が、申立人及びその投資財産に関し、前章の規定に基づく義務又は 2 (a) (i) (B) 若しくは (b) (i) (B) に規定する投資に関する合意に基づく義務に違反したかどうか。

(b) 違反があった場合には、次の (i) 及び (ii) に規定する救済措置のいずれか一方又は双方

(i) 損害賠償及び適当な利子

(ii) 原状回復。この場合の裁定においては、被申立人が原状回復に代えて損害賠償及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。

仲裁廷は、仲裁に係る費用及び代理人の報酬についても、関係する仲裁規則に従って裁定を下すことができる。

16 15 の規定に従うことを条件として、2 (b) の規定によって付託する請求の場合には、

(a) 損害賠償及び適当な利子の支払を命ずる裁定においては、支払が 2 (b) に規定する企業に対して行われ

ることを定めるものとする。

(b) 原状回復を命ずる裁定においては、原状回復が2(b)に規定する企業に対して行われることを定めるものとする。

(c) 裁定においては、自然人又は企業が救済につき関係法令に基づいて有するいかなる権利にも当該裁定が影響を及ぼすものではないことを定めるものとする。

17 被申立人は、次に掲げる情報を除くほか、4の規定により設置される仲裁廷に提出され、又は当該仲裁廷が発する全ての文書（裁定を含む。）を時宜を失することなく公に入手可能なものとすることができる。

(a) 業務上の秘密の情報

(b) いずれかの締約国の法令により、特に秘密とされ、又は他の方法により開示から保護される情報

(c) 関連する仲裁規則に従って不開示としなければならない情報

18 仲裁地は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約の当事国の国内とする。

19 仲裁廷の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。当該裁定は、執行が求められて

いる国における有効な裁定の執行に関する関係法令及び関連する国際法（ICSID条約及びニューヨーク条約を含む。）に従って執行される。

第二十四条 文書の送達

1 この章の規定による仲裁に関する通知その他の文書は、次の送達先への交付により締約国に送達する。

(a) 日本国については、外務省経済局

(b) コートジボワール共和国については、経済財務省経済総局

2 一方の締約国は、1に規定する当局の名称の変更を速やかに公に入手可能なものとし、他方の締約国に通報する。

3 各締約国は、1及び2に規定する自国の当局の住所を公に入手可能なものとする。

第三章 合同委員会

第二十五条 合同委員会

1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、次のことを任務とする合同委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (a) この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。
 - (b) 第七条１の規定に従って維持され、改正され、又は修正された適合しない措置について、その削減又は撤廃に寄与することを目的として見直しを行うこと。
 - (c) 第七条２の規定に従って採用され、又は維持された適合しない措置について、両締約国の投資家にとって良好な条件の整備を促進することを目的として討議すること。
 - (d) この協定の範囲内の投資に関連する事項であって投資環境の整備に関係するものについて情報を交換し、及び討議すること。
 - (e) 投資に関連するその他の事項であってこの協定に関係するものについて討議すること。
- 2 委員会は、必要に応じ、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するため、コンセンサス方式による決定により、両締約国に対して適当な勧告を行うことができる。
- 3 委員会は、両締約国の代表者から成る。委員会は、両締約国の同意が得られる場合には、両締約国の政府以外の関係団体の代表者であって、討議する問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請すること及び民間部門との共同会合を開催することができる。

4 委員会は、任務を遂行するため自己の手続規則を定める。

5 委員会は、作業部会を設置し、当該作業部会に対して特定の作業を委任することができる。

6 委員会は、いずれかの締約国の要請があつた場合には、会合する。

第四章 最終規定

第二十六条 見出し

この協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十七条 最終規定

1 両締約国は、この協定の効力発生のために必要とされるそれぞれの国内手続の完了を外交上の経路を通じて相互に通告する。この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、この協定の効力発生の後十年の期間効力を有するものとし、その後は、2に定めるところに従つて終了する時まで引き続き効力を有する。

2 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十

年の期間の終わりに、又はその後いつでも、この協定を終了させることができる。

3 この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国の領域において当該他方の締約国の法令に従つて取得されたものについても適用する。

4 この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。

5 この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求については、適用しない。

6 附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二十二十年一月十三日にアビジャンで、ひとしく正文である日本語、フランス語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

倉光秀彰

コートジボワール共和国のために

M・タノー

附属書 I 第七条 1(a)に規定する現行の適合しない措置

1 締約国の表は、次のいずれかの規定により課される義務の一部又は全部に服さない当該締約国の現行の措置について、第七条 1(a)の規定に従って記載するものである。

(a) 第二条（内国民待遇）

(b) 第三条（最恵国待遇）

(c) 第六条（特定措置の履行要求の禁止）

2 表の留保事項には、次の事項を記載する。

(a) 分野。「分野」には、留保事項が対象とする分野を示す。

(b) 関連する義務。「関連する義務」には、1に規定する義務であつて、第七条 1(a)の規定に従つて、掲げられた措置について適用しないものを特定する。

(c) 措置。「措置」には、留保事項が対象とする法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、

- (i) この協定の効力発生の日に改正されており、継続しており、又は更新されている措置をいう。
- (ii) 当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。

(d) 概要。「概要」には、適合しない措置を記載し、又は留保事項が対象とする措置の一般的な、かつ、拘束力のない概要を記載する。

3 留保事項の解釈に当たっては、当該留保事項に関する全ての事項を考慮する。留保事項は、当該留保事項が付されるこの協定の関連規定に照らして解釈するものとし、「措置」は、他の全ての事項に優先する。

日本国の表

一	
分野 関連する義務	
農林水産業（植物育成者権）	
内国民待遇（第二条）	
最恵国待遇（第三条）	
種苗法（平成十年法律第八十三号）第十条	
措置	日本国内に住所及び居所（法人にあつては、営業所）を有しない外国人は、次のいずれかに該
概要	

	二
	分野
当する場合を除くほか、植物育成者権その他植物育成者権に関する権利を享有することができない。 (a) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の当事国である場合 (b) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約（以下この附属書において「千九百七十八年のUPOV条約」という。）の当事国である場合又は千九百七十八年のUPOV条約第三十四条(2)の規定により日本国がその国との関係において千九百七十八年のUPOV条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合 (c) その者の属する国が、日本国の国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認める国（その国の国民に対し日本国が植物育成者権その他植物育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国の国民に対し当該保護を認める国を含む。）であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合	農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であつて、附属書Ⅱの日本国の表の留保事項八に規定するものを除く。）

	三	四
	分野 関連する義務 措置 概要	分野 関連する義務 措置 概要
関連する義務 措置 概要 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の農林水産業及び関連するサー ビス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、附属書Ⅱの日本の表の 留保事項人に規定するものを除く。）への投資を行おうとする外国投資家について適用する。	金融業 内国民待遇（第二条） 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条 預金保険制度は、日本国の管轄内に本店を有する金融機関のみを対象とする。 当該制度は、外国銀行支店が受け入れる預金については、対象としない。	熱供給業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の熱供給業への投資を行おうと する外国投資家について適用する。

五	分野 関連する義務 措置 概要
情報通信業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条 1 日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載してはならない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国政府又はその代表者 (c) 外国の法人又は団体 2 日本国の国籍を有しない自然人は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。	六
六	分野 関連する義務 措置 概要
	情報通信業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の電気通信業及びインターネット付随サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

七	八	九
分野 関連する義務 措置 概要	分野 関連する義務 措置 概要	分野 関連する義務 措置
製造業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の生物学的製剤製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「生物学的製剤製造業」とは、ワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。	製造業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革製造業及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。	船舶の国籍に関する事項 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条

		十	
	概要	分野 関連する義務 措置 概要	概要
	日本国の船籍は、日本国の国民又は日本国の法令に基づいて設立された会社であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。	鉱業 内国民待遇（第二条） 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二章及び第三章 日本国の国民又は法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。	
十二	分野 関連する義務	十一 分野 関連する義務 措置 概要	警備業 内国民待遇（第二条）
	石油業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の石油業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。もつとも、エチレン、エチレンジグリコール、ポリカーボネートその他の全ての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、同法に基づく事前届出は必要とされない。		

	十三
措置 概要	分野 関連する義務
外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。	運輸業 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空運送事業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が

	十四
	分野 関連する義務 措置
(a) から (c) までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が (a) から (c) までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人 航空運送事業者が (a) から (d) までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。 3 日本国の航空運送事業者又は日本国の航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等は、2 (a) から (c) までに掲げる自然人又は団体であつて当該航空運送事業者又は当該持株会社等の株式を所有するものからその氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより 2 (d) に掲げる法人に該当することとなるときは、当該請求を拒むことができる。 4 外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 5 外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 6 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。	運輸業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条

十五	
分野 関連する義務	概要
運輸業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機使用事業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 航空機使用事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人 航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。 3 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。

	十六
措置 概要	分野 関連する義務
航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章 1 次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人 2 外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。	運輸業 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号） 次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人

	十七
	分野 関連する義務
(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人	運輸業 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号） 1 次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人

	十八	十九
	分野 関連する義務 措置 概要	分野 関連する義務 措置 概要
2 1に掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。	運輸業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は、必要とされない。	運輸業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

	二十	二十一
	分野 関連する義務 措置 概要	分野 関連する義務 措置 概要
2 一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は、必要とされない。	運輸業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業（日本国内の港の間の海上運送）、内陸水運業及び船舶貸渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く。）は、事前届出の要件の適用から除外される。	運輸業 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条 日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国を旗国としない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。

二十二	分野 関連する義務 措置 概要	上水道業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
-----	--------------------------	--

コートジボワール共和国の表

一	分野 関連する義務 措置 概要	全ての分野 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 投資法に関する二千十二年六月七日の大統領令第二〇一―四八七号第二十六条 投資家は、コートジボワールの労働者を優先して採用し、並びに特に継続的職業訓練による当該投資家の現地職員の技能の向上及び高度な訓練課程を通じた現地の能力の開発の強化に寄与する。
二	分野 関連する義務	石油業 特定措置の履行要求の禁止（第六条）

三	
分野 関連する義務 措置 概要	措置 概要
鉱業 内国民待遇（第二条） 鉱業法に関する二千十四年三月二十四日の法律第二〇一四―一三八号第七条、第十八条、第五十条及び第六十五条 1 （第七条）業務許可の付与に当たっては、当該業務許可を与えられる者に対し、当該業務許可の対象となる鉱床の採掘のみを目的とするコートジボワールの法律に基づく会社の設立を義務付ける。	二千十二年四月十八日の大統領令第二〇一二―三六九号によって改正された石油法に関する千九百九十六年八月二十九日の法律第九六―六六九号新第五十三条及び第五十五条 1 （新第五十三条）石油契約を有する者及びその下請契約者は、その業務に必要な技能を有するコートジボワールの国民を優先して雇用する。 このため、当該石油契約を有する者は、石油業務の開始の時から次のことを行う。 当該石油契約に定める条件に従って、あらゆる資格のコートジボワール人職員のための研修計画を作成すること。 当該石油契約に定める条件に従って、コートジボワールの石油行政に従事するあらゆる資格の公務員のための研修計画に対して資金提供を行うこと。 2 （第五十五条）石油契約を有する者は、炭化水素の商業的な生産を行う場合には、コートジボワールの国内市場の需要を満たすことを優先し、その生産量の一部を割り当てる。この義務の条件については、移転価格を含め、当該石油契約において定める。

当該業務許可については、政令によって定める条件に従って、このようにして設立される会社に移転する。

国による業務許可の付与に当たっては、もたらされる富及び減少する地下資源の対価として、鉱山の開発期間中、国に対し、採掘会社の資本の十パーセントに相当する現物出資株式についての権利が与えられる。国は、資本増加の場合においても、当該現物出資株式に関し資金の拠出を求められない。いかなる場合においても、国の持分は、少なくとも当該採掘会社の資本の十パーセントに等しいものとする。

2 (第十八条) 調査許可は、既に与えられた権利を除くほか、政令によりコートジボワールの国民又はコートジボワールの法律に基づく法人に与えられる。

3 (第五十三条) 準機械工業的な鉱業における採掘のための許可は、既に与えられた権利を除くほか、鉱業を所管する大臣の決定により、かつ、権限を有する行政当局及び関係する都市の自治体又は農村の共同体の協議の後、次の者に与えられる。

コートジボワールの国籍を有する自然人

コートジボワールの者が出資の過半を占める協同組合

コートジボワールの者が資本の過半を占めるコートジボワールの法律に基づく中小企業

準機械工業的な鉱業における採掘のための許可を付与する条件については、政令によって定める。

4 (第六十五条) 手工業的な鉱業における採掘のための許可は、既に与えられた権利を除くほか、鉱業を所管する大臣の決定により、かつ、権限を有する行政当局及び関係する都市の自治体又は農村の共同体の協議の後、次の者に与えられる。

	四	五
	分野 関連する義務 措置 概要	分野 関連する義務 措置 概要
コートジボワールの国籍を有する自然人 コートジボワールの者が出資の過半を占める協同組合 手工業的な鉱業における採掘のための許可を付与する条件については、政令によって定める。	農村の土地 内国民待遇（第二条） 農村の土地の所有に関する千九百九十八年十二月二十三日の法律第九八一七五〇号第一条 農村の土地は、全ての土地（開発の有無及び価値の性質を問わない。）から成る。農村の土地は、全ての自然人及び法人が利用可能な国家の財産を構成する。ただし、コートジボワールの国、公的機関及び国民のみが農村の土地の所有者となることを許可される。	航空運送業 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 民間航空法に関する二千八年一月二十三日の大統領令第二〇〇八一〇八号第二百十五条 コートジボワール共和国内の二地点間における人及び物品の商業的な輸送は、特別かつ一時的な取扱いを除くほか、コートジボワールの運送人に限定される。

附属書Ⅱ 第七条2に規定する適合しない措置

1 締約国の表は、当該締約国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野又は活動について、第七条2の規定に従って記載するものである。

(a) 第二条（内国民待遇）

(b) 第三条（最恵国待遇）

(c) 第六条（特定措置の履行要求の禁止）

2 表の留保事項には、次の事項を記載する。

(a) 分野。「分野」には、留保事項が対象とする分野を示す。

(b) 関連する義務。「関連する義務」には、1に規定する義務であつて、第七条2の規定に従つて、留保事項に掲げる分野又は活動について適用しないものを特定する。

(c) 概要。「概要」には、留保事項が対象とする分野又は活動についての範囲又は性質を記載する。

3 留保事項の解釈に当たっては、当該留保事項に関する全ての事項を考慮する。「概要」は、他の全ての事項に優先する。

日本国の表

一	二
分野 関連する義務 概要	分野 関連する義務
全ての分野 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a) コートジボワール共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b) コートジボワール共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c) 後継企業の役員、理事又は取締役の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。	全ての分野 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条）

	三	四
概要	分野 関連する義務 概要	分野 関連する義務 概要
特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、日本国における電信サービス、郵便サービス、公営競技等に係るサービス、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	全ての分野 最恵国待遇（第三条） 1 日本国は、この協定の効力発生の日において効力を有し、又はこの協定の効力発生の日の前に署名された全ての二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 2 日本国は、二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置であつて、次のいずれかの事項に関係するものを採用し、又は維持する権利を留保する。 (a) 航空 (b) 漁業 (c) 海事（海難救助を含む。）	全ての分野 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 補助金については、コートジボワール共和国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び

	五	六	七
	分野 関連する義務 概要	分野 関連する義務 概要	分野 関連する義務 概要
最恵国待遇を与えないことができる。	航空宇宙産業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	武器・火薬産業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	エネルギー産業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、電気業、ガス業及び原子力産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

八	九	十
分野 関連する義務 概要	分野 関連する義務 概要	分野
漁業 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、自国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保事項の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。 (a) 水産資源の採取を伴わない調査 (b) 集魚 (c) 漁獲物の保蔵及び加工 (d) 漁獲物及びその製品の輸送 (e) 漁業に使用される他の船舶への補給	情報通信業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	土地取引に関する事項

	十一	
関連する義務 概要	分野 関連する義務 概要	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。
	十一	
関連する義務 概要	分野 関連する義務 概要	法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスへの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、初等教育及び中等教育、公衆のための訓練、保健、保育、公営住宅等の社会事業サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
	十二	
関連する義務 概要	分野 関連する義務 概要	運輸業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、空港及び空港運営サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保事項の適用上、「空港運営サービス」とは、空港ターミナル、離着陸場その他の空港における基盤の運営サービスを使用料の支払又は契約に基づいて提供することをいう。空港運営

サービスには、航空交通サービスを含まない。

コートジボワール共和国の表

一	二	三
分野 関連する義務 概要	分野 関連する義務 概要	分野
農業及び漁業 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） コートジボワール共和国は、農業資源及び漁業資源の開発及び販売に関する活動を行うための条件に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	全ての分野 特定措置の履行要求の禁止（第六条） コートジボワール共和国は、専ら又は主としてコートジボワールの市場においてサービスを調達する全ての活動分野の企業に付与する権利及び特惠に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。ただし、当該サービスが公正な市場価格、質及び納入期日において競争力がある場合に限る。	情報通信技術

	四	五	六
関連する義務 概要	分野 関連する義務 概要	分野 関連する義務 概要	分野 関連する義務
特定措置の履行要求の禁止（第六条） コートジボワール共和国は、情報通信技術分野における企業の設立及び運営のための要件に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	文化的な産品 特定措置の履行要求の禁止（第六条） コートジボワール共和国は、文化的分野（美術品及び伝統的手工芸品、文学作品及び芸術作品、民間伝承の作品、祭具並びに文化的な価値を有する先史時代の及び歴史的な遺物に係るもの）に属する文化的な産品であつて、コートジボワール共和国で生産されたものの輸出の制限に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	食品 特定措置の履行要求の禁止（第六条） コートジボワール共和国は、農産加工食品の輸出の制限に関する措置であつて、主としてコートジボワール共和国の国民の需要を満たすために必要なものを採用し、又は維持する権利を留保する。ただし、当該措置が恣意的若しくは不当な差別の手段又は国際貿易の偽装した制限となるように適用される場合は、この限りでない。	全ての分野 最恵国待遇（第三条）

		概要 1 コートジボワール共和国は、この協定の効力発生の日において効力を有し、又はこの協定の効力発生の日の前に署名された全ての二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 2 コートジボワール共和国は、現行又は将来の二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置であつて、次のいずれかのものを採用し、又は維持する権利を留保する。 (a) 自由貿易地域又は関税同盟を設定し、強化し、又は拡大するもの (b) 次のいずれかの事項に関係するもの (i) 航空 (ii) 漁業 (iii) 海事（海難救助を含む。）
--	--	--